

離島のガソリンスタンド等支援事業補助金交付要綱

令和7年3月28日制定

(趣旨)

第1条 知事は、小規模離島における石油製品販売事業者の維持存続を支援し、離島住民等に対する石油製品の安定的な供給を図ることを目的に、石油製品の販売に関する法定検査等並びに設備等の補修・改修及び備品等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模離島 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島のうち、宮古島、石垣島、久米島及びこれらの島と架橋等で連結された島を除く島をいう。
- (2) 石油製品 撥発油、灯油（ジェット燃料を除く。）、軽油及びA重油をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、石油製品輸送等補助金交付規程に基づく補助金の交付を受ける事業者とする。

(補助事業の内容、補助対象経費及び補助上限額)

第4条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助上限額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容
 - ア 法定検査費等補助 小規模離島の石油製品販売事業者が行う石油製品の販売に関する法定検査等に要する経費に対する補助
 - イ 設備補修・備品購入費等補助 小規模離島の石油製品販売事業者が行う石油製品の販売に関する設備等の補修・改修及び備品等の購入に要する経費に対する補助
- (2) 補助対象経費
 - ア 法定検査費等補助 別表第1のとおり
 - イ 設備補修・備品購入費等補助 別表第2のとおり
- (3) 補助上限額
法定検査費等補助と設備補修・備品購入費等補助の合計で、消費税及び地方消費税を除き1販売店あたり45万円とする。ただし、効用の増加価格又は取得価格が50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の設備等の補修・改修及び備品等の購入については対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、販売店ごとに、離島のガソリンスタンド等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その申請時期を変更することができる。

- (1) 法定検査費等補助
 - ア 2社以上の見積書の写し、又は既存の契約に基づき法定検査等を実施する場合は契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類
 - イ 前回の法定検査等の実施日や有効期限が確認できる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 設備補修・備品購入費等補助

ア 2社以上の見積書の写し（設備等の補修・改修の場合で、既存の契約に基づき実施する場合は契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）

イ 備品等の購入の場合は、購入備品等のパンフレット等

ウ その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、離島のガソリンスタンド等支援事業計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ離島のガソリンスタンド等支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに離島のガソリンスタンド等支援事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (5) 補助事業者は、事業の完了後においても知事の求めがある場合は、補助事業に係る効果等について報告すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、離島のガソリンスタンド等支援事業取下申請書（様式第5号）を補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事が報告を求めた場合は、速やかに離島のガソリンスタンド等支援事業状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までに、離島のガソリンスタンド等支援事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法定検査費等補助

ア 発注先からの請求書の写し

イ 発注先への振込を証する書類の写し、又は現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等

ウ 法定検査等の結果報告書の写し（実施回数分）

エ 計量器検定の場合は、検定後の検定証印等の写真

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 設備補修・備品購入費等補助

ア 発注先からの請求書の写し

イ 発注先への振込を証する書類の写し、又は現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等

ウ 設備等の補修・改修の場合は、作業（工事）完了報告書の写し及び補修・改修前後の写真等

エ 備品等の購入の場合は、納品書及び設置後の写真等

オ その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条第1号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の交付決定の内容（第7条第1号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、第11条の通知を受けたときは、直ちに離島のガソリンスタンド等支援事業支払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理区分等）

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助事業から適用する。

別表第1（第4条関係）

法定検査費等補助の補助対象経費
石油製品の販売に関する法定検査等のうち次に掲げるものに要する経費（ただし、他の補助金により実施した場合は除く。）
(1) 消防法第14条の3の2の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検
(2) 計量法第70条の規定に基づく計量器検定
(3) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の規定に基づく揮発油の分析

別表第2（第4条関係）

設備補修・備品購入費等補助の補助対象経費
1 石油製品の販売に関する設備等のうち次に掲げるものに係る補修・改修費（部材・器具の交換、輸送費、工事費等の経費を含む。）
(1) 純油設備及び注油設備（本体及び付属設備、土台）
(2) 電気設備（動力設備、電灯設備、照明設備）
(3) 洗車機
(4) キヤノピー
(5) 防火塀
(6) タンク設備及び配管（本体及び付属設備）
(7) ベーパーリカバリー装置
(8) 土間
(9) 油水分離槽
(10) 建屋
(11) 空調設備（石油製品販売事業所内の設備に限る。）
(12) 純排水衛生設備（石油製品販売事業所内の設備に限る。）
(13) その他、石油製品販売に使用する設備
2 石油製品の販売に関する備品等のうち次に掲げるものに係る購入費（輸送費、工事費等の経費を含む。）
(1) 消火設備
(2) スプレー高圧洗車機
(3) カーマット洗浄機
(4) 車内用掃除機
(5) オイルチェンジャー
(6) クーラーガス充填機
(7) タイヤ交換用設備及び器具
(8) 空気圧充填設備
(9) バッテリーテスター
(10) ベーパーリカバリー装置
(11) 内燃機関発電設備
(12) 緊急時用移動式ポンプ
(13) 混合油計量器
(14) 配線用漏洩遮断機（電子ブレーカー）
(15) 備品棚
(16) バッテリー充電器
(17) レジスター（石油製品の販売に使用するものに限る。）

- (18) P O S (石油製品の販売に使用するものに限る。)
- (19) 車両及び船舶の修理用工具
- (20) 計量器
- (21) 空調設備 (石油製品販売事業所内の設備に設置するものに限る。)
- (22) 灯油配送システム (ソフト及び車載用端末)
- (23) 自動車用灰皿洗浄機
- (24) 洗車タオル用洗濯機 (石油製品販売事業所に設置するものに限る。)
- (25) 情報通信機器 (石油製品の販売に使用するものであって、石油製品販売事業所に設置するものに限る。)
- (26) その他、石油製品販売に使用する備品等